

緊急事態宣言が 発令されています

現在、千葉県に緊急事態宣言が発令されています。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、不要不急の外出は控え、「**3つの密(密閉・密集・密接)**」を避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談(千葉県)

☎ **03(6747)8414** 24時間(土日・休日を含む)

特措法の協力要請に関する相談(千葉県)

・外出の自粛要請 ・施設等の使用制限(休業要請)等

☎ **043(223)4318** 9時~17時(土日・休日を除く)

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則として1月12日から2月7日まで営業時間を5時から20時(酒類の提供は11時~19時)までに短縮した飲食店に協力金を支給します。

◆協力金額 最大162万円(店舗ごと)

☎ **0570-003894** 9時~18時(土日・休日を含む)

新型コロナウイルス感染症情報はこちらをご覧ください。

厚生労働省



千葉県



茂原市



主な内容

- ◆男女共同参画の社会づくりに参加しませんか？(P2)
- ◆税の申告は、早めに正しく！(P4~7)
- ◆障害年金を受給しているひとり親家庭の方へ~児童扶養手当が変わります~(P9)

今月の日曜開庁	2月28日⑥	8時30分~17時15分	市民課(2階) ☎(20)1502
			市民税課(2階) ☎(20)1577
			収税課(2階) ☎(20)1578
			本納支所(ほのおか館内) ☎(34)2111
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日	19時まで	市民課(2階) ☎(20)1502

※一部取り扱えない業務もありますので、詳しくはお問い合わせください。

【人口と世帯数】令和3年1月1日現在
(うち外国人住民)

●総人口 88,280人 (1,378人)

●男 43,606人 (523人)

●女 44,674人 (855人)

●世帯数 40,880世帯

※外国人住民の世帯を含む

【12月中の動き】※外国人住民を含む

●転入 216人 ●転出 217人

●出生 37人 ●死亡 82人

男女共同参画の社会づくりに参加しませんか？

市では、全ての人々が、性別に関わりなく互いに人権を尊重し合い、心豊かに個性と能力を発揮し、責任と喜びを分かち合うことができる「男女共同参画社会」の実現を目指し、各種事業に取り組んでいます。

「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会」の第5期委員を募集

茂原市男女共同参画計画に掲げられた各種事業の実施状況評価等を行う委員を一般公募します。

◆募集人数

6人（応募多数の場合は選考）

◆活動内容

事業の実施状況評価に係る会議（年3回程度）

「茂原市ハートフルフェスタ実行委員会」の第6期委員を募集

男女共同参画に関する講演会などの企画運営に取り組み委員を一般公募します。

◆募集人数

20人（応募多数の場合は選考）

◆活動内容

企画運営に係る会議（年7回程度）および当日運営（年2～3回程度）

◆応募資格 市内在住・在勤の18歳以上の方（高校生除く）

◆任期 2年（令和3年4月1日～令和5年3月31日）

◆応募方法 住所・氏名・生年月日・電話番号・応募動機を明記し、郵送・FAX・メールにて提出（申込書は企画政策課窓口または同課ウェブページから入手）

◆応募締切 2月26日（金）



応募・問合せ 企画政策課(4階) 〒297-8511 茂原市道表1
✉kikaku2@city.mobara.chiba.jp ☎(20)1651、FAX(20)1603

「地域包括支援センター運営協議会」の委員を募集

市では、現在市内4カ所に設置している地域包括支援センターの適切な運営や公正・中立性を保ち、地域の高齢者の支援をより有効に実施するため、「地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。このたび、委員の任期満了に伴い、次のとおり委員を募集します。

◆任期 3年（令和3年4月～令和6年3月（予定））

◆募集人員 1人

◆応募資格 1年以上市内に在住している満40歳以上の方で、年3回程度の会議に参加できる方（関係事業者・団体に所属している方を除く）

◆募集期間 2月1日（月）～19日（金）（消印有効）

◆応募方法 申込書に必要事項を記入し、小論文と併せて、郵送・メール・持参にて提出（申込書は高齢者支援課窓口または同課ウェブページから入手）

なお、応募書類については返却できませんので、あらかじめご了承ください。

◆選考方法 選考委員会による書類選考

◆結果通知 3月下旬頃応募者全員に郵送にて通知

※詳しくは、高齢者支援課ウェブページをご覧ください。

応募・問合せ 高齢者支援課地域包括支援室(2階) 〒297-8511 茂原市道表1
✉houkatu@city.mobara.chiba.jp ☎(20)1583、FAX(26)6788

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したひとり親世帯への支援として、臨時特別給付金の支給を行っています。詳しくは子育て支援課ウェブページをご覧ください。

◆対象者

基本給付（1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円）

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方
- ②公的年金を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止された方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

追加給付（1世帯5万円）

基本給付対象者の①または②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した方

◆申請期限 2月28日㊟（当日は窓口受付を行います）

※基本給付・追加給付ともに給付を受けられるのは1回のみです。すでに給付を受けた方は申請できません。



申請・問合せ 子育て支援課(2階) ☎(20)1573、FAX (20)1610

市長が行く

No.125

2度目の緊急事態宣言

1月7日に発出された緊急事態宣言を踏まえ、茂原市でも速やかに対策を打ちました。ただ、この緊急事態宣言を守ったから本場にコロナの感染が収まるかといえば、そうとは思えないと感じている方が多いように思われます。なぜなら、コロナはもうすでにかかり拡散している、症状は出ていないけれども検査すると陽性反応が出るという事例が増えているように感じられるからです。かかっても軽症で済むのではないかと安易に考える者も出てきます。自粛や規制も明確な根拠に基づくものでない限り、強制力を発揮することはできません。私たちの中に、前回の緊急事態宣言時のような危機感が無くなってきているのは事実です。

一方において、医療崩壊の問題がマスメディアなどでも取りざたされており、1月13日付の千葉日報1面で、千葉大学病院の横手院長が、すでに医療崩壊が起こっていると危機感をあらわにしました。年明け以降、コロナ重症患者が増え、コロナと救急のいづれかが犠牲となり、救急医療に手が回らなくなっている、普通なら救える命が救えなくなる状況が目前に迫っていると警鐘を鳴らしました。県民に対しては、これ以上感染者を増やさないという意識を持つことが不可欠であると強く呼び掛け、また県に対しては、コロナ患者や重症者を診る病院を増やし、コロナに対応できない病院でも、回復期にある人を受け入れてもらうなど、県下の医療資源を余さず活用できるようにしてもらいたいと求めました。

それに関連して、文芸春秋の2月号に興味深い記事が載っていました。日本はコロナ肺炎を診る急性期病床数はOECD（経済協力開発機構）加盟国の中で最も多く、ICU（集中治療室）、HCU（高度治療室）などのより重症者を診る病床の数もイタリア・フランスなどと遜色ないといわれます。その上、CTやMRIの台数で見ると、いづれも第2位を大きく引き離して世界第1位だそうです。つまり病床数や医療機器等のハードの面では、日本は国際的に見て全く問題ない医療資源を持っているのです。

医師数は確かに少ないようですが、看護師数はまあまあで、しかもコロナ患者は欧米と比べて圧倒的に少ないのに、なぜ医療崩壊が起きてしまうのか？欧米ではギリギリでも医療崩壊が起きていないのはなぜか？その疑問に対する答えは、「日本に足りないのは臨機応変に対応する機動性である」ということです。医療資源をその都度の状況に合わせて集中的に移動させることができる体制が欧米ではできているので、ギリギリでも医療崩壊が起きていないのだと。それぞれの国により医療体制は異なりますし、国民健康保険が行き渡り、全ての国民が医療を受けることができる日本と、海外とは事情も違うとは思いますが、ただ、機動性ということに関しては一理あると考えます。何をやるにしても法律や、縄張り意識等が枷になることがあるのは事実です。

あくまでも私見ですが、今は欧米のようなロックダウンをすべきではと考えます。

市民の皆さまにも、改めて危機感を持って三密を避け、マスク・手洗い・消毒の励行をお願いいたします。

（1月14日執筆）

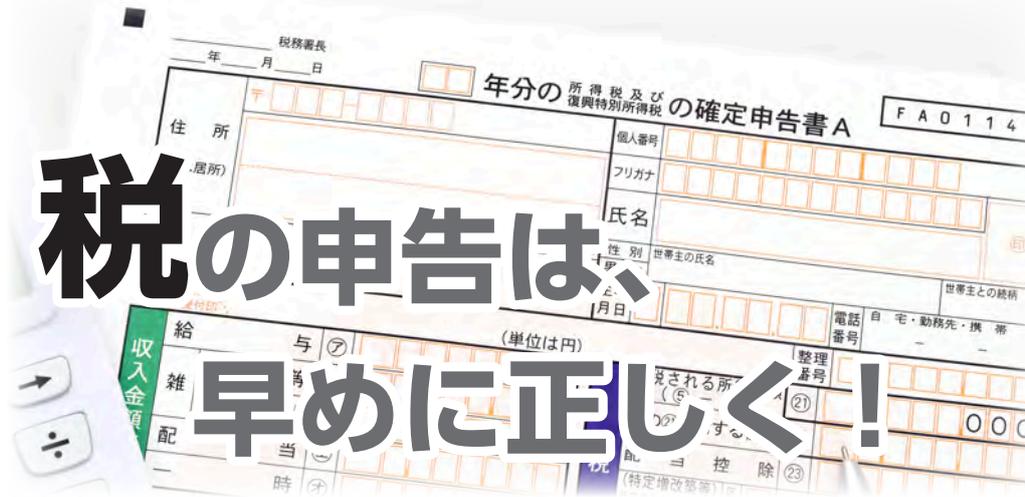
茂原市長 田中豊彦



お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。問合せ 秘書広報課(3階) ☎(20)1512、FAX(20)1601

税の申告は、 早めに正しく!



問合せ
茂原税務署
〒297-8501
茂原市高師台1-5-1
茂原地方合同庁舎2階
☎2166

市民税課(2階)
〒297-8511
茂原市道表1
☎1577、FAX(20)1609

申告に関するお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り申告会場への来場を避けるようご協力ください

- ・確定申告書は、ご自宅のパソコンやスマートフォンを利用して国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から電子申告（e-Tax）で提出できます。印刷して郵送（茂原税務署宛て）することもできます。
- ・市民税・県民税の申告書は、2月5日㊟に発送予定です。可能な限り郵送による申告にご協力ください（昨年中に市民税・県民税の申告書を提出されている方へ、発送する予定です）。

来場する際のお願い

- ・マスクを着用し、体調がすぐれない場合は来場をお控えください。
- ・相談の時間を短くするため、医療費控除の明細書、農業・不動産・事業所得の収支内訳書などは、ご自宅で作成してから来場してください。

申告会場開設期間▶2月16日㊟～3月15日㊟(土日・休日を除く)

受付会場	申告の種類	受付時間
茂原税務署 2階会議室	所得税及び復興特別所得税の確定申告	8時30分～16時 ※申告書の提出は17時まで ※人数制限を実施する予定です
市役所市民室 ※2月15日㊟までは市民税課窓口のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税・県民税の申告 ・所得税及び復興特別所得税の確定申告 	8時30分～16時 ※申告相談は17時まで ※受付の際、整理券をお渡ししますが予約や事前配布は行いません
本納公民館（ほのおか館） 2階第3会議室		

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告会場では以下の対策を講じます

- ・来場の際の手指消毒・検温
- ・混雑緩和のため、申告会場近くに待合室を設置
- ・会場および待合室の換気
- ・テーブル、椅子、筆記用具などの適宜消毒
- ・受付職員は、マスクおよびフェイスシールドを着用し、申告者と対面する場所には透明アクリル板を設置

確定申告の対象者（例）

- ・ 個人事業主としての収入がある方（保険の外交員など）
- ・ 家賃や地代などの不動産収入がある方
- ・ 給与所得者で
 - ① 給与収入が2千万円を超える方
 - ② 給与所得、退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
 - ③ 給与を2カ所以上からもらっている方
 - ④ 会社を退職したことにより、年末調整を行っていない方
 - ⑤ 年末調整に含まれていない各種控除を追加する方
- ・ 公的年金等の収入金額が400万円を超える方、または400万円以下であっても、他の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・ 住宅借入金等特別控除を受ける方（新築1年目など）
- ・ 医療費控除を受ける方（領収書の添付または提示による医療費控除の申告はできません。「医療費控除の明細書」の作成が必要です。）

市役所・本納公民館（ほのおか館）で受付できないもの

- ・ 青色申告 ・ 災害などによる雑損控除 ・ 公共事業以外の土地・建物の譲渡 ・ 株式などの譲渡
- ・ 贈与税・相続税の申告 ・ 消費税の申告 ・ 過年分（令和元年分以前）の確定申告
- ・ その他複雑な申告相談

市民税・県民税申告の対象者（例）

今年の1月1日現在、市内に居住し、次に該当する方

- ・ 給与所得者で会社から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方
 - ・ 事業所得者などで所得税及び復興特別所得税が掛からない方
 - ・ 給与等の支払いを受けていて、他の所得金額の合計額が20万円以下の方
 - ・ 扶養になっている方で、パートや内職などの収入がある方
 - ・ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得金額の合計額が20万円以下の方、または扶養などの各種控除の申告が必要な方
- ※ 収入のない方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置、税関係証明書の発行、各種福祉関係の所得判定などの基礎資料となるため、必ず申告してください。

便利で簡単！国税庁ホームページから
確定申告書を作成 
および提出 できます

e-Taxを利用するとこんなにいいこと！

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー
- 24時間受付可能



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 申告 



納税は便利な口座振替で

所得税及び復興特別所得税の納税は、便利な口座振替をお勧めします。

◆ 口座振替日 4月19日（月）

◆ 提出先・期限

茂原税務署または金融機関

3月15日（月）

◆ 納付期限（口座振替以外）

3月15日（月）

青色申告会による税務相談

◆ 期間

2月8日（月）～3月12日（金）

9時～15時

（土日・休日を除く）

◆ 場所

茂原青色申告会館

（茂原市道表1・2）

※ 完全予約制

岡茂原税務署管内青色申告会

☎ (23) 1273

税理士による無料申告相談

◆ 期間

2月8日（月）～15日（月）

9時～16時

（受付は15時まで。土日・

休日を除く）

◆ 場所

茂原税務署2階会議室

※ 市役所では実施しません。

岡茂原税務署（個人課税部門）

☎ (22) 2166

申告に必要なもの

①印鑑	・ 認印でも可（朱肉を付けるもの）
②本人確認書類 + 番号確認書類 (AまたはBのいずれか)	A マイナンバーカード（個人番号カード） 通知カード、住民票の写し（個人番号の記載があるもの）などから1点 + B 運転免許証、健康保険証、パスポートなどから1点
③収入を証明するもの	・ 源泉徴収票（給与、公的年金等） ・ 営業等、農業、不動産の収入があった方は、収入と必要経費が分かる書類や帳簿、領収書など ※あらかじめ収入と各経費を計算しておいてください ・ 支払調書（配当、原稿料等） ・ 株式等の年間取引報告書
④控除を証明するもの	・ 国民年金保険料の控除証明書 ・ 国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料の領収書や口座振替納付済通知（令和2年中に支払ったもの） ・ 生命保険料、地震保険料の控除証明書 ・ 障害者手帳 など
⑤その他	・ 本人名義の通帳（口座番号などが分かるもの） ・ 筆記用具、計算機 など

税制改正について（住民税）

詳しくは市民税課ウェブページ
をご覧ください



給与所得控除の改正

- ・ 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- ・ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円とされ、その上限額が195万円に引き下げられました。

公的年金等控除の改正

- ・ 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。
- ・ 公的年金等の収入金額が1千万円を超える場合の公的年金等控除額について、上限額が設けられました。
- ・ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1千万円を超え2千万円以下の場合にはさらに一律10万円、2千万円を超える場合は一律20万円引き下げられました。

基礎控除の改正

- ・ 基礎控除額が一律10万円引き上げられました。
- ・ 合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者については、その合計所得金額に応じて控除額が減り、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については、基礎控除が適用されないこととされました。

ひとり親控除の創設

ひとり親とは、原則としてその年の12月31日時点で、婚姻をしていないこと、または配偶者の生死が明らかでない一定の人であり、次の要件を全て満たす場合には、「ひとり親控除」が適用されます。（控除額30万円）

- ・ 生計を一にする子（その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る）を有すること
- ・ 合計所得金額が500万円以下であること

- ・住民票上、本人または事実上婚姻関係と同様に認められる者に夫（未届）または妻（未届）の記載がないこと

寡婦（夫）控除の改正

- ・ひとり親控除に該当しない寡婦について、引き続き「寡婦控除」が適用されます（控除額26万円）。
- ・子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額500万円以下）が設定されます。

ひとり親控除および寡婦控除（改正後）

本人女性	死 別	離 別	未 婚
本人合計所得金額	500万円以下	500万円以下	500万円以下
生計を一にする子を有する	30万円	30万円	30万円
子以外の扶養親族を有する	26万円	26万円	—
扶養親族なし	26万円	—	—

ひとり親控除および寡夫控除（改正後）

本人男性	死 別	離 別	未 婚
本人合計所得金額	500万円以下	500万円以下	500万円以下
生計を一にする子を有する	30万円	30万円	30万円
子以外の扶養親族を有する	—	—	—
扶養親族なし	—	—	—

扶養控除等の所得金額要件の見直し

- ・給与所得控除・公的年金等控除の改正に伴い、扶養親族等の合計所得金額要件等も見直されます。

調整控除の見直し

- ・合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されないこととされました。

「障害者控除対象者認定書」を

交付しています

市では、障害者手帳等の交付を受けていない方でも、一定の条件を満たす方に対し、障害者に準ずるものとして市長が認定する「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

この認定書により、所得税の確定申告や、市民税・県民税の申告の際、障害者控除の適用を受けることができます。

◆対象となる方

次の要件を全て満たす方

- ・65歳以上の方
- ・要介護（要支援）認定をお持ちの方
- ・認知症または身体の障害が一定の基準に該当する方（介護保険の認定調査資料等を基に審査します）

◆申請方法

高齢者支援課地域包括支援室窓口へ申請書を提出してください。

※郵送による申請を検討されている方は事前にご相談ください。

※障害者手帳等をお持ちの方、所得税や住民税が非課税の方は、申請する必要はありません。

◆手数料 1通300円



問合せ

高齢者支援課

地域包括支援室（2階）

TEL 201-55833、FAX 26-67888

奨学資金の貸し付けを行っています

市では、次の学校に入学・在学する方のうち、学術優秀かつ健康な方で経済的理由により修学が困難な方に、無利子で奨学資金の貸し付けを行っています。

◆学校種別

- ・大学
(短期大学含む・大学院除く)
- ・高等専門学校
- ・専修学校(専門課程)
(第4学年および第5学年)

◆対象要件

- ・保護者が申請日1年前から市内に住所を有すること
- ・条件を満たす連帯保証人を2人立てられること など

◆申請書配布期間・場所

2月1日(月)～3月8日(月)
教育総務課窓口

◆受付期間

3月9日(火)～25日(木)

詳しくは、教育総務課ウェブページをご覧ください。



奨学資金貸付限度額

区分	種類	修学費 (月額)	就学支度費 (入学時のみ)
大学		5万円以内	15万円以内
高等専門学校			
専修学校(専門)			

※貸付人数等により希望額に沿えない場合があります。

交通遺児・ひとり親家庭等に奨学資金の貸し付けを行っています

市では、交通遺児およびひとり親家庭等の児童を対象に、高等学校など(高等専門学校、高等専修学校および特別支援学校の高等部を含む)に入学または在学中に必要な費用について無利子で資金の貸し付けを行っています。

◆貸付金の種類

- ・修学資金
限度額 月額1万5千円
 - ・入学一時金
限度額 20万円
- ※申請の状況等により希望に沿えない場合があります。

◆償還方法

卒業後1年据え置き、10年以内に償還

◆対象要件

次の要件を全て満たしている方

- ①高等学校等に入学または在学する交通遺児、ひとり親家庭等の児童であること
- ②市内に住民登録していること
- ③他の奨学金の貸し付けを現に受けていない、または受けないこと
- ④児童の扶養者の前年の所得が所得制限限度額以下であること

※所得制限限度額は、扶養親族がいなない場合は250万円、扶養親族がいる場合は250万円に配偶者控除額および扶養控除額を加算した額

詳しくは、子育て支援課ウェブページをご覧ください。



善意をありがとうございます
(敬称略)

▼市へ

- 千葉県税理士会 杉田 慶一 (金20万円)
- 藤井 幸乃 (金4万6千円)
- 石井 啓 (金3万2千円)
- 居酒屋一丁目ます吉 (金2万8千7百91円)
- 後藤 敏 (金2万7千円)
- 石原 明子 (金1万6千円)
- 市川 剛士 (金1万6千円)
- 大越 恵 (金1万6千円)
- 近藤 禎 (金1万6千円)
- 関根 正 (金1万6千円)
- 谷 茂樹 (金1万6千円)
- 永井 邦宏 (金1万6千円)
- 糟谷 幸則 (金1万円)
- 古俣 直哉 (金1万円)
- 定光 孝義 (金1万円)
- 高野 一暁 (金1万円)
- 西野 憲宏 (金1万円)

▼市内小学校へ

- 大塚 悦子 (二宮小学校 書物4冊)
- ▼茂原市社会福祉協議会へ
- 歩こう会 ストレリチア会 (金3万1千6百27円)

- 青柳 利江 (金5千円)

問合せ

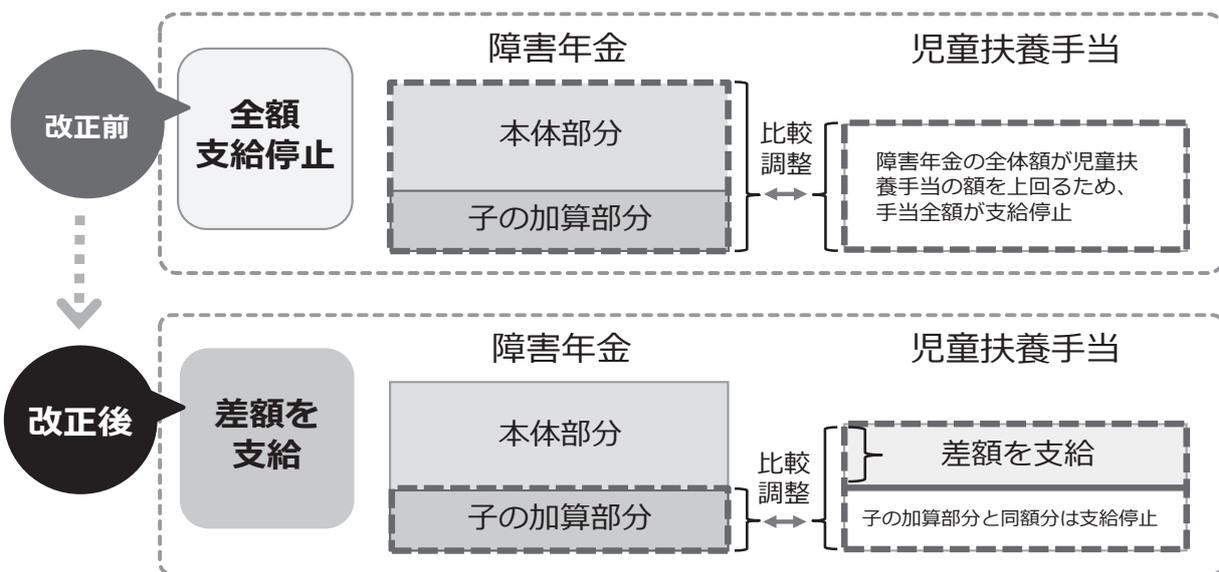
子育て支援課(2階)
☎(20)1573、FAX(20)1610

問合せ

教育総務課(9階)
☎(20)1557、FAX(20)1607

障害年金を受給している ひとり親家庭の方へ ～児童扶養手当が変わります～

これまで、障害年金を受給している方は、障害年金の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。



※障害年金以外の公的年金を受給している場合は、今回の改正後も調整する公的年金の範囲に変更はありません。

◆受給手続き

児童扶養手当受給資格者として認定を受けていない方、ひとり親医療費助成のみ認定を受けている方	必要
児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方	不要

児童扶養手当って？



児童扶養手当とは、父母の離婚等によるひとり親家庭等に対し、児童の福祉の増進を図るため支給される手当です。

◆支給開始月

令和3年6月30日(※)までに申請した場合、令和3年3月分から支給となります。

※7月1日(※)以降の申請は通常通り申請月の翌月分からの支給となります。

※支給要件・手当額・必要書類は、申請される方の状況により異なります。

申請・問合せ 子育て支援課(2階) ☎(20)1573、FAX(20)1610

2月の文書配布を
休止します

市では、原則として毎月第1木曜日に自治会を通じ市行政に係る文書の配布を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月4日(※)に予定していた文書配布は休止します。

なお、再開は3月4日(※)を予定していますが、感染状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、文書配布休止期間中の市行政に係る情報は、代替措置として生活課ウェブページの「自治会回覧見逃し配信サービス」に掲載します。



問合せ

生活課(2階)

☎(20)1505、FAX(20)1600



11/30

地域に貢献

茂原中央ロータリークラブ寄贈

茂原中央ロータリークラブ（神明重美会長）より、発電機3台を寄贈していただきました。

田中市長は、「避難所開設時だけでなく平時の地域活動でも活用していきたい」と感謝の言葉を述べました。

なお、発電機は五郷福祉センター、鶴枝小学校、市民体育館に配備されます。



▲左から田中市長、神明会長、武田幹事、横堀ロータリー財団委員長



▲パーティションなどで感染対策に配慮しました

人生100年時代 今、地域に求められるもの

12/6

NPO法人ナルク茂原「いちごの会」設立20周年記念事業シンポジウム

NPO法人ナルク茂原「いちごの会」（松永徳弥代表）の設立20周年を記念したシンポジウムが、市役所市民室にて開催されました。

初めに、NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ神野毅会長による「高齢者の社会参加とボランティア活動」と題した基調講演がありました。続いて「超高齢社会と福祉のまちづくり」をテーマに、茂原市社会福祉協議会鬼島義昭会長、神野氏、豊田正斗副市長によるパネルディスカッションが行われ、参加者はメモを取るなど集中した様子で討論を聞いていました。

12/7

たくさんの“まごころ”が集まりました

長寿クラブ連合会が「まごころ募金」を寄付

茂原市長寿クラブ連合会（中村新会長）は、年間を通じて会員から寄せられた59万979円の「まごころ募金」を茂原市社会福祉協議会の「歳末たすけあい運動」へ寄付しました。

この活動は昭和52年に「1円玉募金」として始まり、連合会に加盟する市内の老人クラブ59団体1,742人の会員が協力。市役所で山積みになった硬貨の仕分け作業を行った後、寄付目録の贈呈が行われました。



▲集まった募金は市内の福祉活動に役立てられます



▲協定書を掲げる田中市長（左）と吉川支社長（右）

災害時に情報伝達や救助を円滑に

12/15

災害時における地図製品等の供給等に関する協定を締結

市では、株式会社ゼンリン東京第二支社と、「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」を締結しました。

本協定は、災害時に市が効率的に情報処理等を行えるよう、住宅地図等の利用方法を事前に取り決めたものです。これにより、最新の住宅地図等の情報を活用できる環境が整備され、道路啓開や救助等の対応が、より迅速に行えるようになります。

お知らせ

茂原市議会議員選挙

立候補予定者説明会

日時

2月8日(月)13時30分～

(市役所502会議室)

※出席者は各陣営立候補予定者を含めて2人以内。

◆告示日(立候補届出日)

4月18日(日)

◆投票日

4月25日(日)7時～20時

区選挙管理委員会(6階)

☎(20)15229、FAX(20)16004

もばら活性肥料(乾燥汚泥)を無料配布しています

市では、農業集落排水処理施設から発生する脱水汚泥を水分率15%以下に乾燥し、細粒状にしたものを無料配布しています。草花・庭木・農作物などに使用できますのでご利用ください。

◆配布日時

毎月第3水曜日13時～16時

◆配布場所

東郷第一クリーンセンター
(茂原市六ツ野2964-1)

◆配布分量

1人当たり土のう袋2袋

(1袋約12kg)

※在庫状況により調整して配布します。

※在庫不足で配布できない場合は翌月になります。

◆肥料の種類

し尿汚泥肥料

☎(20)15226、FAX(20)16004

農業集落排水地区の水洗化

促進について

市内木崎、六ツ野、谷本、南吉田、萱場、千沢などの地区では、農業集落排水事業により、農業集落の水洗化に取り組んでいます。今後、新築や建て替え、浄化槽の取り替えなどの際は農業集落排水への接続をご検討ください。※該当地区内でも接続できない場合があります。

☎(20)15226、FAX(20)16004

☎(20)15226、FAX(20)16004

特定健康診査を

受診しましょう

市では、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象として、高血圧・高血糖・脂質異常などの早期発見のために特定健康診査を実施します。ご自身のからだ

の状態を理解し、生活習慣を見直す良い機会ですので、毎年受診しましょう。

令和3年度は5月から開始する予定です。対象者には、2月下旬から3月下旬までの間に受診希望の調査票を郵送

しますので、記入の上、返送をお願いします。日程・会場などは決まり次第、広報もばら・市公式ウェブサイトで自治

会回覧などお知らせします。また、短期人間ドックは特定健康診査と同等の検査項目

があります。一定の要件を満たす国民健康保険加入者は、特定健康診査に代え、短期人間ドックを受診する場合、市

へ事前申請することにより検査費用の助成を受けられます。

☎(20)15003、FAX(20)16000

の割引になります。

ご希望の方は金融機関で手続きをしてください。

◆手続きに必要なもの

年金手帳または納付書、預貯金通帳、お届け印

◆申込締切

1年前納・2年前納・6カ月前納(4月～9月分)は2月末日まで

※一部免除の承認を受けている方の口座振替は、毎月納付(割引なし)のみです。

また、現金・クレジットカード納付についても、前納割引制度があります。

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

☎0570(003)004

◆募集期間

2月1日(月)～3月2日(火)

◆閲覧場所

教育総務課、同課ウェブページ、市役所1階情報公開

コーナー、本納支所

◆提出方法

郵送、FAX、メール、書面の持参(土日・休日を除く)

◆提出・問合せ

〒297-8511

茂原市道表1

教育総務課(9階)

✉k-sounmu@city.mobara.chiba.jp

☎(20)15557、FAX(20)16007

令和2年度茂原市地域防災訓練中止のお知らせ

今年度高師地区で予定していた住民参加型の茂原市地域防災訓練は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。来年度の訓練は同じ高師地区で実施する予定です。

問合せ 防災対策課(4階)
☎(36)7580、FAX(20)1602

「千葉県災害義援金」の受け取りはお済みですか?

令和元年台風15号、19号および10月25日の大雨により、住家が全壊・半壊・一部損壊の被害を受けた世帯主に順次「千葉県災害義援金」を支給しています。

◆義援金額

- ・第1次配分
全壊30万円、半壊15万円、一部損壊1万円
- ・第2次配分
全壊30万円、半壊15万円

支給対象の方は、お早めにご手続きをお願いします。令和3年3月31日までに交付された罹災証明書が対象です。

なお、罹災証明書は、申請から交付まで日数がかかりまますので、お早めに申請してください。

問 社会福祉課 (7階)

☎(20)15771、FAX(20)1605

【罹災証明書に関する問合せ】

市民税課 (2階)

☎(20)15777、FAX(20)1609

茂原市被災中小企業者再建事業補助金の申請について

市では、令和元年台風15号、19号および10月25日の大雨に

より、甚大な被害を受けた市内の中小企業者に対する負担の軽減を図るため、「千葉県中小企業復旧支援補助金」に上乘せ補助を行っています。次の条件に該当する方はお早めの申請をお願いします。

◆補助対象者

市内に事業所を有し、千葉県県が実施した「千葉県中小企業復旧支援補助金」の交付決定を受けた者

◆補助内容

補助対象経費から県の補助金額を差し引いた額の2分の1 (上限額50万円)

◆申請期限 2月26日(金)

詳しくは商工観光課ウェブページをご覧ください。



問 商工観光課 (6階)

☎(20)15228、FAX(20)1604

茂原市中小企業再建支援金の申請はお済みですか?

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している事業者に対し、事業の再開や継続のため、支援金を給付しています。

申請は2月26日(金)16時までです。

対象要件等詳しくは、広報もばら10月1日号またはウェブ申請フォームをご覧ください。



※一部業務を茂原市から(株)TB千葉支店に委託しています。

問 商工観光課 (6階)

☎(20)15228、FAX(20)1604

令和3・4・5年度長生郡市広域市町村圏組合入札参加資格審査申請の受付

◆受付期間 (必着)

2月15日(月)～3月5日(金)

◆有効期間

令和3年6月1日～令和6年5月31日

◆申請方法

郵送

◆申請様式

長生郡市広域市町村圏組合ホームページから入手。

詳しくは、同ホームページをご覧ください。

【申請・問合せ】

〒297-10035

茂原市下永吉2101

長生郡市広域市町村圏組合

事務局総務課管財係

☎(23)0107

募 集

本納学童クラブ指導員募集

◆業務内容

日中、保護者が就労等により家庭にいない児童を保育する業務(保護者との連絡調整、遊び等の指導など)。

◆勤務時間

- ①月～金曜日14時30分～18時
 - ②月～金曜日14時45分～18時
- ※小学校の下校時間により変動があります。

◆時給 925円

◆勤務地

本納学童クラブ
(本納小学校敷地内)
茂原市本納1987

◆申込受付

月～金曜日14時30分～18時30分

本納学童クラブへお電話にてご連絡ください。

問 本納学童クラブ(担当:板倉)

☎080(3471)0428

令和2年度

令和2年12月15日専決処分による補正予算

※1万円単位で端数処理しています。

一般会計補正予算額 3,658万円
(補正後予算額 439億2,266万円)

(歳入)

国庫支出金 3,658万円

(歳出)

民生費 3,658万円

歳出の内容

【民生費】

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 3,658万円

問合せ 財政課(4階) ☎(20)1517、FAX(20)1603

今月の納期

- 固定資産税・都市計画税（第4期）
- 国民健康保険税（第8期）
- 納期限は3月1日（月）です。

※コンビニエンスストアでも納付できます。
※納税には便利な口座振替をご利用ください。

問合せ 収税課(2階)
☎(20)1578、FAX(20)1609

介護保険の保険証を交付

満65歳になる方（昭和31年2月2日～昭和31年3月1日生）は、第1号被保険者の資格取得となります。2月15日ごろまでに保険証（被保険者証）を郵送します。

問合せ 高齢者支援課(2階) ☎(20)1572、FAX(20)1610

満75歳の誕生日から後期高齢者医療の対象に

満75歳になる方（昭和21年3月2日～昭和21年4月1日生）は、現在加入の健康保険を脱退し、誕生日当日から後期高齢者医療制度に加入することとなります。今月末までに保険証（被保険者証）を郵送します。

問合せ 国保年金課(2階) ☎(20)1503、FAX(20)1600

相 談 日

市

■市民相談	執務時間内／場所・問合せ＝生活課(2階)☎(20)1505
■無料法律相談 (予約制・民事)	2月10日(火) 13時～15時／場所＝1階101会議室 2月24日(火) 13時～15時／場所＝5階504会議室／問合せ＝生活課(2階)☎(20)1505
■交通事故相談(予約制)	2月26日(金) 10時～15時／場所＝5階504会議室／問合せ＝生活課(2階)☎(20)1505
■人権・行政相談	2月9日(火) 13時～16時／場所＝市役所5階504会議室／問合せ＝生活課(2階)☎(20)1505 2月25日(火) 13時～16時／場所＝ほのおか館2階第1,2研修室
■消費生活相談	月～金曜日 9時30分～16時(12時～13時までを除く) ／場所・問合せ＝消費生活センター(生活課内)☎(20)1101
■心配ごと相談	毎週水曜日(休日を除く) 9時30分～11時30分(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止の場合あり) ／場所＝総合市民センター／問合せ＝社会福祉協議会☎(23)1969
■ボランティア相談	執務時間内／場所＝総合市民センター／問合せ＝社会福祉協議会☎(23)1969
■無料法律相談	(要電話予約)2月24日(火) 13時～16時／場所＝総合市民センター／問合せ＝社会福祉協議会☎(23)1969
■健康相談	毎週木曜日 13時～16時(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止の場合あり) ／場所・問合せ＝総合市民センター☎(24)9511
■歯科相談・栄養相談	(要電話予約)2月1日(月)、3月1日(月) 10時～16時(栄養相談は9時～)／オンラインでの相談も行っています。 ／場所・問合せ＝保健センター☎(25)1725
■助産師相談	(要電話予約)2月4日(木)、15日(月)、3月12日(金)／オンラインでの相談も行っています。 ／場所・問合せ＝保健センター☎(25)1725
■6か月乳児相談	2月25日(火)(令和2年8月生)／時間・内容が変則的です。対象の方には個別通知します。 ／問合せ＝保健センター☎(25)1725
■1歳6か月児健康診査	2月9日(火)・16日(火)／時間・内容が変則的です。対象の方には個別通知します。 ／問合せ＝保健センター☎(25)1725
■2歳児歯科健康診査	2月18日(木)／時間・内容が変則的です。対象の方には個別通知します。／問合せ＝保健センター☎(25)1725
■3歳児健康診査	2月17日(水)／時間・内容が変則的です。対象の方には個別通知します。／問合せ＝保健センター☎(25)1725
■こころの健康相談	(要電話予約)2月9日(火)、3月16日(火) 9時30分、10時45分、13時15分、14時30分 ／場所・問合せ＝保健センター☎(25)1725
■子育て相談 (予約制)	2月5日(金)・8日(月)・19日(金)／内容＝子育て、発育、発達に関すること／対象＝就学前までの親子 ／場所＝保健センター☎(25)1725／問合せ＝子育て支援課(2階)☎(20)1573
■ことばの相談 (予約制)	2月5日(金)・8日(月)・19日(金)／内容＝ことばに関すること／対象＝就学前までの親子 ／場所＝保健センター☎(25)1725／問合せ＝子育て支援課(2階)☎(20)1573
■家庭児童相談 DV相談	執務時間内／内容＝子育て、児童虐待、DVなどに関する相談 ／場所・問合せ＝子育て支援課 子育て家庭相談室(2階)☎(23)5500
■家庭教育相談	毎週月・火・水・木曜日 9時～17時(火曜日のみ9時～12時)／場所・問合せ＝生涯学習課(9階)☎(20)1559
■少年相談	月～金曜日 9時～16時30分／場所・問合せ＝青少年指導センター☎(22)0080
■高齢者総合相談	執務時間内／場所・問合せ＝茂原市もばら地域包括支援センター☎(22)3007、茂原市みなみ地域包括支援センター☎(20)2626、茂原市ちゅうおう地域包括支援センター☎(26)7525、茂原市ほんのう地域包括支援センター☎(36)2123※本納地区高齢者相談会＝2月18日(火) 13時～16時／場所＝ほのおか館1階相談室
■無料法律相談	千葉県では無料法律相談を実施しています／問合せ＝県総合企画部報道広報課広聴室☎043(223)2249
■県民相談	執務時間内／場所・問合せ＝長生地域振興事務所地域振興課☎(25)7830
■教育相談	9時～17時／場所・問合せ＝東上総教育事務所相談室☎(23)4460
■長生健康福祉 センター (※太字は予約制)	HIV等抗体検査、エイズ相談、性感染症検査、肝炎ウイルス検査、骨髄バンクドナー登録受付、腸内細菌検査(検便)、精神保健福祉相談、ひとり親家庭自立支援などを行っています。 ／場所・問合せ＝長生健康福祉センター(長生保健所)☎(22)5167／DV相談(来所相談は予約制)専用電話☎(22)5565／障害のある人への差別に関する相談 専用電話☎(26)1510

県



●内容についてのお問い合わせは直接各代表者へ。
●掲載についてのお問い合わせは、
秘書広報課(3階) ☎(20)1512、FAX(20)1601
●4月1日号掲載の原稿の締め切りは2月15日⑤です。

名称	曜日	時間	内容	場所	連絡先
① 和紙ちぎり絵サークル	第1水曜日	9時~12時	和紙をちぎり花の絵や風景を描く／対象＝一般／費用＝月500円(別途教材費)	総合市民センター	☎(23)7032 大場
② 书友会	第2・4火曜日	14時~16時	書道全般。活字離れしている昨今、一緒に始めませんか?／対象＝一般／費用＝月2,000円	総合市民センター	☎(24)1628 中山
③ 豊岡パソコンクラブ	第2・4木曜日	10時~12時	ワード(文書作成・写真挿入・絵の作成等)、エクセル(表計算・種々の関数の使用方法)の基礎から応用までを若い女性講師の指導を得て習得／対象＝一般(初心者・見学歓迎)／費用＝月2,000円(別途年会費1,000円)／持ち物＝ノートパソコン(Win7以上)	豊岡福祉センター	☎090(6146)4415 豊島
④ ハーモニカ水奏会	第2・4水曜日	9時30分~11時30分	楽しい生活のリズム&心の豊かさはハーモニカ音楽から／対象＝一般(初心者可)／費用＝月2,000円／指導＝ハーモニカ振興会認定講師	二宮福祉センター	☎(25)1539 山本

イベント	開催日時	時間	内容	場所	連絡先
① 骨董がらくた市とフリーマーケット	2月13日④、27日④	8時~13時	大駐車場にて開催※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご来場の際はマスクの着用をお願いします。状況により中止となる場合があります。	藻原寺前	☎090(4950)6193 小曾根
② 市川由里子ちぎり絵個展	2月13日④、14日④	9時~17時	日展入選作品展示。ちぎり絵個展を開催／対象＝一般／入場無料	中央公民館	☎070(3961)6486 市川
③ 成年後見制度及びその周辺問題(相続・遺言等)電話無料相談	3月2日④	成年後見制度と相続・遺言等についての電話相談を実施します／①10時~12時 廣沢☎(36)3751、②12時~14時 二階堂☎(44)4622／費用無料／後援＝茂原市			☎080(6640)0672 コスモス成年後見サポートセンター 森

会員募集・イベントコーナーの原稿についてのお願い

- 会員募集・イベントとも内容を簡潔にご記入ください。 ●連絡先は、日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。
- 会員募集は、公平性の観点から1団体年間2回以内の掲載とします。 ●会員募集は、市内の公共施設等で活動している団体のみの掲載とします。
- イベントコーナーは広く市民に参加を呼びかけるものです。主催者の会員が主に参加者となるイベントは掲載をご遠慮ください。
- ★会員募集・イベントの転載については、主催者等に確認をお願いします。

ビデオで学ぼう!! 交通安全

今年新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「交通安全フェア」は行いませんが、交通ルールを楽しく学ぶための学習ビデオを上映します。

◆期間

2月15日⑤~28日⑤

◆場所

茂原ショッピングプラザ・アスモ
1階催事場E

◆内容

交通安全学習ビデオ上映、パネル展示



もばら市民活動フェスタ2021を オンライン開催

市内でまちづくりに取り組む各団体の取り組み内容を紹介する「もばら市民活動フェスタ」。今年度は感染症予防の観点から、オンラインで開催します。また、茂原ショッピングプラザ・アスモにおいて「特別展」も開催します。

各団体の紹介に併せて、楽しい謎解き問題も出題されます。ぜひご覧ください。

◆期間

2月1日⑤~28日⑤(特別展は2月15日⑤~28日⑤)

◆場所

特設ウェブサイト(生活課ウェブページ内)
(特別展は茂原ショッピングプラザ・アスモ1階催事場E)

◆内容

市民活動団体の活動の様子を動画で紹介
(特別展では自治会標語コンクールの応募作品も展示)

◆出展団体

もばら検定「ガス博士」実行委員会、NPO法人ナルク茂原「いちごの会」、子育て応援隊マドレ・アユダ、企業災害救援隊・HART、コスモスハッピー、子ども・子育て応援団もばら、ちえの和「ほほえみ」、まちづくり茂原サポート、NPO法人ディーセント・ライフ、すまいるステーション、茂原市自治会長連合会(順不同、出展団体・内容は変更になる場合があります)



問合せ 生活課(2階) ☎(20)1505、FAX(20)1600

消費者相談の事例から

その電話大丈夫!? 知らない人からの電話に注意!!



No.191

しつこい勧誘や不安をあおるような売り込みの電話に困ったことはありませんか? センターには突然の電話で対応に困ったり、不必要な契約を結んでしまった等の相談が多く寄せられています。

を送る」と言われ家族が頼んだと思いつ承したが、誰も頼んでいなかった。

◎消費生活センターより

○はつきり断り、早く切る

相手が分からない電話を取ってしまったら、こちらからは名乗らず、先に相手に名乗らせ、用件の確認をしてください。自分に必要な勧誘であると分かっていた段階で、「全く興味がありません」「不要です」「いりません」とはつきり断り、電話を切ってください。

不審・不要な電話に対して、文句を言ったり、問い詰めたたりすることは、相手に会話を続けるきっかけを与えることになるのでやめましょう。

○曖昧な返事はしない

断る際、「結構です」「いいです」という言い方は「承諾した」と受け取られる可能性があります

○知らない番号からの電話には出ない

留守番電話や番号表示機能(有料)を使えば、事前に相手が確認できるのでより安心です。留守番電話なら電話に出ず、メッセージを残してもらい、必要があれば折り返し連絡をしましょう。番号非メッセージが残されていない場合は、連絡せず様子を見ましょう。心配な時は消費生活センターに相談してください。

問合せ

消費生活センター(2階)
☎(20)1101、FAX(20)1600

【事例1】「火災保険を使って家の修理をしないか、今から家を見に行く」と強引に来訪の約束をさせられた。

【事例2】

電話で健康食品を勧められ「いいです」と断ったが、定期購入した事になっており、不要な商品が届くようになってた。

【事例3】

電話で「以前注文いただいた人に電話をしている。カニ

文芸コーナー

短歌

とこしえに寺の本堂山の上

みんな参拝幸せ祈り

雷鳥に思いはせしは若き日の

友どの思ひ今は語れず

茶が咲いて幼き頃の友の顔

呼びかけてみる!!ちえちゃん!!と

窓あけて白鷺のまいしばらく見

餌をついばみ飛び立ちゆく

夏もすぎ役目を終えた風鈴は

初冬の雨に寂しく濡れる

家事終えて居間にゴロ寝のわが姿

壁のモナリザほ、えみ見おり

都会での暮らし懐かし

されど今窓の向こうに山観る幸せ

俳句

星月夜友が通ったもらい風呂

初東風白子の浜に風上がり

川柳

布団千す日までテレビに指図され

悲喜交文(こころ)せめて余生は安らかに

大自然荒らし起こした新コロナ

前向きの余生空虚な刻は無い

夢中にはなれない訳が多過ぎる

好きな事を言うど感心メモ忘れ

手の平へときに目をやるご挨拶

愛猫がいつも主役になる会話

孫マスク誰か女優に良く似てる

木幡 美子

高山登美子

武居 敬子

秋葉智恵子

関 武雄

堤 三木志

時女 礼子

河野 智子

高橋 良昌

千葉加津子

吉野千枝子

高橋由紀子

福田 研治

高山 英子

今井ひさし

塩田 加門

風間 敬造

横田 清

●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。

●投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。

※俳句、短歌、川柳の原稿送付先

〒297-8511 茨城県道表1番地 茨城県役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。

SPOT/スポット

総務大臣表彰・ 環境大臣表彰を ダブル受賞

嶋崎 義光さん (83歳)



茂原市六ツ野西自治会長で茂原市不法投棄監視員を務める嶋崎義光さんが、昨年末に総務大臣表彰と環境大臣表彰を重ねて受けられました。

「地域活動は一人ではなかなかできない。地域の皆さんの支えや市政の協力があってこそ」と話す嶋崎さんは、平成7年から現在までの間延べ20年にわたり茂原市六ツ野西自治会長を務め地域活動の推進に尽力されるとともに、茂原市自治会長連合会においても理事や副会長を歴任し、市全般にわたるコミュニティの発展にも多大な貢献を果たされています。

また、平成16年から現在まで16年間茂原市不法投棄監視員として東郷地区をパトロール。不法投棄の監視を行うとともに、自治会長の立場を生かして地域住民の協力を得ながら地

域清掃活動を実践するなど生活環境の改善に大きく貢献されています。

平成元年5月から3期12年にわたり茂原市議会議員も務められ、平成11年から2年間茂原市議会副議長の重責を果たされました。

地域活動の強化が市の活性化につながるという思いで取り組んでこられたそうで、「地域の役割と行政の役割をきちっと話し合っ、ともに切磋琢磨していくことがまちづくりではないか」と熱く語ります。

長年にわたり地域住民と茂原市のためにご尽力いただいている嶋崎さん。今後については、「人生を振り返った時に少しでも役に立つことができたと思えるよう、精いっぱい頑張っていきたい」と話します。これからも地域の皆さんとともに歩んでいきます。

発行 茂原市役所 編集 秘書広報課(3階) 〒297-8511 茂原市道表1番地 ☎0475(23)2111 (代表) info@city.mobara.chiba.jp

防災・防犯に関する情報をメールで配信
もばら安全安心メールを
ご利用ください

右の二次元コードを読み取るか、下記メールアドレスに空メールを送信後、返信されたメールに記載されている手順に従って登録してください。
touroku.mobara-city@raidan2.ktaiwork.jp



※高齢者等を対象に、防災情報を自宅の電話・FAXに配信するサービスも行っています。
問合せ 防災対策課(4階) ☎(36)7580、FAX(20)1602

●防災行政無線が再確認できます ☎0120 (438) 119 (通話料無料) しみんは 119

災害情報確認

【利用例】

- NHK総合テレビのデータ放送⇒「dボタン」⇒「地域の防災・災害情報」⇒「避難情報」で確認
- Yahoo!Japan⇒「天気」⇒「避難情報」⇒「都道府県を選択」⇒「千葉県」で確認

日曜・休日当番医 ※診療時間は9時～17時です

	〈内科系〉	〈外科系〉
2月7日①	鵜澤 医院 ☎(34)2008	宍倉 病院 ☎(24)2171
2月11日②	清水 三郎 医院 ☎(25)0776	宍倉 病院 ☎(24)2171
2月14日③	君塚 病院 ☎(25)1811	きたじまクリニック ☎(26)7050

※都合により、変更する場合があります。救急患者が優先となります。消防本部☎(24)0119、FAX(25)8448へ問合せください。

救急安心電話相談 実施：千葉県

医療機関を受診するか迷ったとき、救急車を呼ぶか迷ったときにご相談ください。

#7009 (プッシュ回線・携帯電話)

☎03(6735)8305 (ダイヤル回線)
相談日時
平日・土曜18時～翌6時
日曜・休日 9時～翌6時

子ども急病電話相談 実施：千葉県

お子さんの急な病気で心配なとき、看護師・小児科医が電話でアドバイスします。

#8000 (プッシュ回線・携帯電話)

☎043(242)9939 (ダイヤル回線)
相談日時
毎日19時～翌6時